

## **[事案 29-274] 手術給付金支払請求**

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

胸腔鏡下手術を受け、入院給付金日額の 20 倍の手術給付金が支払われたが、40 倍の金額が支払われるべきであるとして、既払給付金との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

悪性腫瘍の胸腔鏡下手術について、平成 26 年 11 月に契約した医療保険にもとづき、以下の理由により、入院給付金日額の 40 倍の手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約時に給付金に関する説明がなく、募集人の説明が不十分だった。
- (2) 他社の既契約に「勝るとも劣らない」と説明されたので、当該他社契約と同じ保障であると信じたが、本契約の給付金の倍率は当該他社契約より低額だった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人の説明は適正になされている。
- (2) 契約内容は約款によって定められている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、胸腔鏡下手術の手術給付金額は入院給付金日額の 20 倍であることが約款上明確であること、また募集人の説明に不備があったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。